

府 共 第 4 9 6 号
平成 2 8 年 7 月 7 日

各都道府県知事 殿
各政令指定都市市長 殿

内閣府男女共同参画局長
武川 恵子（公印省略）

「男女共同参画の視点からの防災研修プログラム」について（依頼）

平素より、男女共同参画社会の実現に向けた施策の推進につき、格段の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）第 13 条の規定に基づき定められた「第 4 次男女共同参画基本計画」（平成 27 年 12 月 25 日閣議決定）は、第 2 部 II 第 11 分野において、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立することを施策の基本的方向としています。

また、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 34 条第 1 項の規定に基づき作成された「防災基本計画」（平成 28 年 5 月 31 日中央防災会議決定）第 1 編第 4 章においては、「防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。」としています。

さらに、東日本大震災や平成 28 年熊本地震においては、避難所等の災害対応において男女共同参画の視点が反映されなかったことにより、様々な課題が顕在化しました。災害時に男女共同参画の視点からの対応を行うためには、平時からの取組が重要です。

これらを踏まえ、今般、地方公共団体の防災担当、男女共同参画担当、医療・福祉担当、市民協働担当等、地方公共団体において広く防災に携わる職員が、男女共同参画の視点をもって防災施策を企画立案及び実施できるよう育成することを目的として、「男女共同参画の視点からの防災研修プログラム」（平成 28 年 6 月内閣府男女共同参画局）を作成いたしました。

各地方公共団体におかれましては、本プログラムを活用し、男女共同参画の視点からの防災・復興に係る研修を実施いただき、平時から男女共同参画の視点からの防災・復興体制を整備していただくとともに、災害時には必要な対応を行っていただくようお願いいたします。また、各都道府県におかれましては、貴管内の市区町村に対し本プログラムを周知いただきますよう、お願いいたします。

<問合せ先>

内閣府男女共同参画局
総務課 地域・防災チーム
服部、金子、水谷

TEL:03-5253-2111（内線 37517）

03-6257-1355（直通）

E-Mail:renkei.chiiki@cao.go.jp